

平成31年3月29日高砂市条例第7号

高砂市上下水道事業審議会条例

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業の適正かつ効率的な運営を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、高砂市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業に関する次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 水道事業及び下水道事業の経営に関すること。
- (2) 水道料金及び下水道使用料に関すること。
- (3) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による者
- (3) その他管理者が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）

第7条各号に掲げる情報に該当する事項について会議を開く場合は、公開しないことができる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、上下水道部経営総務室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後及び委員の任期の満了の日後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表自立支援給付等審査会の項の次に次のように加える。

上下水道事業審議会	委員	日額	9,000円
-----------	----	----	--------